２０２４年9月

安　全　の　手　引　き

在アルジェリア日本国大使館

～目　次～

Ⅰ．はじめに …… 1

Ⅱ.防犯・安全の手引き …… 2

１．　防犯の基本的な心構え …… 2
２．　一般犯罪の発生状況 …… 2
３．　防犯のための具体的留意事項…… 3
４．　交通事情と事故対策 …… 6
５．　テロ対策 …… 7
６．　誘拐対策 …… 8
７．　査証、出入国審査等 …… 9
８．　滞在時の一般的留意事項 …… 11
９．　風俗、習慣、健康等 …… 13
１０．　当国官公庁事情 …… 15
１１．　観光産業事情 …… 15
１２．　緊急連絡先 …… 15

Ⅲ．在留邦人用緊急事態対処マニュアル …… 17

１．　平素の準備と心構え …… 17
２．　緊急時の行動 …… 18

Ⅳ．おわりに …… 19

別紙

・緊急事態に備えてのチェックリスト

Ⅰ．はじめに

アルジェリアでは、１９９０年代から２０００年代初頭にかけて約１０年の間にイスラム過激派によるテロが頻発し、１０万人を超える犠牲者が出たと言われています。治安当局は、各地でのテロ掃討作戦の推進、国境付近やカビリー地方等テロの脅威が高い地域での警備強化を行い、治安は改善傾向にありました。

しかし２０１３年１月、南部のイリジ県イナメナス地区において、武装集団が天然ガスプラント施設及び従業員等居住施設を襲撃し、日本人１０人を含む４０人が死亡するテロ事件が発生しました。また、２０１４年９月には、ティジ・ウズ県の山岳地帯において、ＩＳＩＬに忠誠を誓ったテログループにより、フランス人登山家が誘拐され、その後殺害される事件も発生しました。

その後、治安当局はテロ掃討作戦や警備強化に更に力を入れ、テロ事案の発生は減少していますが、近年もテログループにより設置された手製爆弾に市民が巻き込まれる被害が発生するなど、テロの可能性は依然として社会に存在しています。

一方、一般犯罪に目を向けても、繁華街を中心に、窃盗、強盗、薬物犯罪、傷害事件等が発生しており、現下の治安情勢は決して楽観視できるものではありません。

また、アルジェリアにおける安全対策上、気を付けるべきことは治安に限ったことではありません。アフリカ大陸北端に位置するアルジェリアは地中海に接しており、国の北部は典型的な地中海性気候で、年間を通して極端な気候は少なく、比較的過ごしやすい地域と言えます。一方で、この北部を中心に死傷者を伴う洪水や地震などの自然災害もたびたび発生しており、平素からの備えが大切です。

この「安全の手引き」は、アルジェリアに滞在する上での注意事項をまとめたものです。ご家族や同僚の方と共にご一読いただき、安全確保の一助となれば幸いです。なお、当国における行政手続や連絡先等については、最新の情報を入手するよう努めておりますが、当国では事前の広報や連絡がなく手続方法が変更される場合があり、実際の状況と本手引きの記載内容が異なる場合がある点について、あらかじめご容赦の上ご参照お願いいたします。

Ⅱ．防犯・安全の手引き

１．防犯の基本的な心構え

（１）自分と家族の安全は自分たち全員で守ることを念頭に置いて行動してください。できるだけ多くの情報を集め、安全を最優先として行動することが重要です。

（２）危機意識を持って行動してください。予防こそが最善かつ最重要の危機管理です。常に最悪の事態を想定し、準備と対策を講じた上で行動してください。

（３）安全のための三原則（「目立たない」、「行動を予知されない」、「用心を怠らない」）を遵守してください。犯罪者やテロリストに「目を付けられない」、「攻撃計画を立てられない」ために行動をパターン化しないことが大切です。また、「慣れ」による気の緩みは誰にでも起こり得ることを認識の上、平素よりこの三原則を励行してください。

（４）住居の安全確保に努めてください。住居は生活の基盤であり、安全対策の中でも最優先事項です。防犯上の条件を優先して住居を選択することをお勧めします。

２．一般犯罪の発生状況等

（１）犯罪統計

当国国家警察庁の統計によると、２０２３年中の当国全土における刑法犯認知件数は約３７６，０００件（前年比＋７％）、検挙率は約７７％（前年比＋１６％）でした。刑法犯認知件数は、人口比で日本の約１．６倍に相当します。認知事案の罪種別内訳は、財産犯、身体犯、薬物犯がそれぞれ２～３割を占め、これら３種別で全体の８割以上を占めます。

薬物犯は近年増加の一途をたどっており（取扱件数前年比＋３７％）、未成年者を含む若年層にまで違法薬物が浸透していることから大きな社会問題となっています。

（２）一般治安情勢

２０１３年１１月にイナメナスで発生した天然ガス精製プラント襲撃事件以降、当国政府は国軍による警備を強化し、国境地帯におけるテロ掃討作戦やテロリスト支援者の検挙などを推進しており、治安情勢は改善しています。

治安当局は、一般犯罪への対策も強化していますが、依然として犯罪被害は多く、特に各種窃盗（侵入盗、自動車盗、自動車盗、車上狙い、ひったく

り等）や強盗（侵入強盗、路上強盗）、誘拐、薬物犯罪などが増加しています。

（３）社会情勢

政治腐敗への民衆の怒りにより、２０１９年２月から「ヒラク」と呼ばれる大規模な民衆デモ運動が展開されました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響や、選挙で新たに選出された現職大統領の政策が民衆から一定の評価を得たことなどもあり、ヒラクは２０２０年２月頃に収束しました。

それ以降、２０２３年１０月１９日にイスラエル・パレスチナ情勢に端を発する平和的なデモ行進が全国的に行われたほかは、現在に至るまで、大規模な民衆デモは行われておらず、大衆運動が盛り上がる兆候も現在のところ認められません。

３．防犯のための具体的留意事項

（１）住居の選択

安全で安心できる日常生活を送るためには、適切な住居選びは欠かせません。住居を選択するにあたっては、不動産業者などを通じ、事前に引越し先の地域の住民層や治安について情報収集することをお勧めします。また、実際に物件を見る上では、防犯上の不備・弱点の有無を確認し、必要に応じて鉄条網等の障害物の設置、侵入警報装置の設置を検討する必要があります。警備員の雇用、立地条件（大通りに面していないか、テロの標的となる政府関係施設や治安機関が付近にないか）や侵入のしにくさ（外塀から建物までは十分な距離があるか）なども併せて検討してください。

◎　住居選びの留意事項

ア　独立家屋

・外塀：外壁が住居敷地全周を高く囲んでおり、容易に侵入できない構造になっている。

・門扉：施錠でき、容易に侵入できない構造になっている。
来訪者の確認手段がある（管理人又は警備員の配置、インターホン、ドアスコープ、監視カメラ等）。

・照明：外塀の内周、門扉、庭、玄関等の要所に照明設備が設置されている。

・玄関：扉及び扉の枠が頑丈なものである。
複数の施錠設備やドアチェーンが取り付けられている。
来訪者の確認手段がある（インターホン、ドアスコープ、監視カメラ等）。

・窓：窓は施錠でき、頑丈な鉄格子が設置されている。

イ　集合住宅

独立家屋における留意事項に加え、下記の事項を参考としてください。

・隣接する部屋の窓やテラスを通じて侵入されないよう侵入防止措置が講じられている。

・非常階段が設置されている。

・共有スペースが整備されている。

（２）住居における警戒

ア　来訪者への対応

・来訪者があっても、不用意に門扉や玄関を開けることなく、インターホン等を通じて確実に身分確認を行ってください。

・工事人等を敷地内に入れる際には、大家と共に立ち合い、不審な行動をしていないか注意を払ってください。

イ　使用人について

・使用人は信頼できる人から紹介してもらうことが望ましいです。

・身分確認を確実に行い、身分証の写しを保管しておいてください。

・使用人の知人であっても、許可なく敷地内に入れないよう指導してください。

ウ　外部に対する警戒

不審車両や不審者は犯罪に関わる下見をしている可能性があります。自宅の前に長時間駐車している車両がある、何度も行き来している人物がいる等、不審な状況がある場合は、警察に通報し対応を依頼することを検討してください。

エ　近隣住民との交流

当国の人には、素朴で優しい人がたくさんいます。近隣住民とは日頃から挨拶を交わし、顔の見える関係を作っておくことで、いざという時に頼りになるかもしれません。

（３）被害に遭いやすい犯罪への対策

ア　すり、ひったくり、置き引き

・携行品は最小限にし、貴重品や大金はできるだけ持ち歩かないようにしてください。また、手荷物は不用意に手から離さず、大きな荷物を足下等に置く場合も、決して目を離さないよう注意してください。

・できるだけ目立つ服装は避けるよう心掛けてください。

・街中を移動する際は、現地の事情に詳しい人と共に行動することをお勧めします。また、できるだけ複数で行動し、人通りの少ない場所や夜間の単独行動は避けるよう心掛けてください。

イ　車上狙い

駐停車中には車両のドアを必ず施錠し、車両を離れる際には、貴重品やバッグを車内の見えやすい場所に放置しないよう注意してください。

ウ　侵入盗、侵入強盗

前記「住居の選択」をご参照の上、犯罪者に狙われにくい住居の選択をし、防犯対策を講じてください。また、車両の使用中も、賊の侵入を防ぐため、ドアは必ず施錠してください。

（４）信仰の違いを認識する（アルコール飲料に対する考え方）

一部のイスラム教徒は、アルコール飲料に対する強い嫌悪感を抱いています。２０２０年２月には首都アルジェで、飲酒していた当国人の若者が殺害される事件が発生しています。また、地方都市においても、酒類を提供する飲食店が襲撃される事件が発生しています。アルコール飲料を提供する飲食店や酒類販売店に出入りする際には十分注意するとともに、飲食店以外の公共の場所での飲酒は控えてください。

（５）スポーツイベント

当国では、サッカーは国民的スポーツである一方、ときにサポーターが過熱化することがあります。過去には、サッカー競技場周辺において、試合内容に不満を持ったサポーターが暴徒化し、商店や通行車両などを襲撃する事案も発生しています。そのため、注目度の高いスポーツイベントの会場周辺では、トラブルに巻き込まれないよう細心の注意を払ってください。もしトラブルに遭遇した場合は、直ちにその場から離れてください。

（６）犯罪被害危険地域

ア　首都アルジェのカスバ地区は、世界遺産にも登録されている旧市街地で、細い路地は迷路のように入り組み、密集した古い住宅は互いに支え合い、まるで地区全体で一つの構造体をなしているかのようです。その特異な雰囲気は、一見の価値がありますが、一方で、通りの見通しの悪さや複雑な街の構造は犯罪者にとっては好都合で、過去には、すりやひったくりなどの窃盗、強盗、違法薬物売買、更さには殺人が発生しています。単独行動は危険ですので、警察にエスコートを依頼（事前に観光協会等を通じカスバ警察に依頼）した上、現地を熟知するガイド等と行動を共にするよう心掛けてください。また、夜間の立入りは避けてください。

イ　アルジェ県東部地域（特にヒュッサン・デイ、バラキ、エル・ハラッシュ、バブ・エズアール等）の住宅街は、過去に爆弾テロ未遂事件が発生したほか、一般犯罪の発生率も他の地域と比べて高いです。これら地域への不用意な立入りは控えるようにしてください。

（７）犯罪被害に遭った場合の対応

ア　自宅における侵入事案であれ、路上強盗であれ、犯人は凶器を所持していることが考えられます。被害に遭った場合は、絶対に犯人には抵抗しないでください。

イ　犯罪の被害に遭ったら、直ちに付近の人に助けを求め、警察（１７番、１５４８番）に通報し、所轄警察署に被害を届け出てください。

４．交通事情と事故対策

（１）交通事故統計

当国国家道路安全局の統計によると、２０２３年中の当国全土における交通人身事故発生件数は２４，７５１件であり、負傷者数が３３，９９５人、死者数が３，６２８人でした。

交通事故による死者数の人口比率では、当国は日本の約３．７倍となっています。

（２）道路事情等

首都アルジェは、内陸部から沿岸部へ向かって下る丘陵地帯に市街地を形成し、市内には湾曲した坂道や幅員の狭い道路も多く、渋滞が頻繁に発生します。車両は右側通行で、信号機がほとんど設置されておらず、主要交差点は環状交差点となっています。

当国では、政府の規制により自動車の新規購入が困難な状況が続いているため、整備状態の悪い年代物の自動車が利用されていることも珍しくありません。そのため、車両トラブルに巻き込まれないよう注意が必要です。また、スピードの出し過ぎや強引な割り込み、方向指示表示なしの急な車線変更、一方通行路の逆走、夜間の無灯火などの運転がしばしば見受けられるため、安全のために十分な注意を払ってください。

自動二輪車は新しいものが広く普及しています。しかし、乗車用ヘルメットの着用率が低いことや、曲乗りを行う運転者が見受けられる一方で、これらに対する取締りが十分に行われていない状況があります。そのため、自動二輪車に関連する交通事故に巻き込まれないよう、特に注意してください。

（３）公共交通機関

当国の列車、バス等の公共交通機関は、運行状況が安定せず、移動に想定以上に時間が掛かる可能性があります。また、公共交通機関では、スリや置き引きなどの被害に遭わないよう注意が必要です。

（４）国内移動手段等

当国国内で長距離移動をする際には、移動中における誘拐等の犯罪被害を避けるため、可能な限り空路で移動することを推奨します。

また、砂漠地帯に渡航・滞在する場合には、政府公認ガイドの同行が義務付けられています。砂漠地帯では、単独行動を避けるとともに、ガイドの指示に従い、指定された観光コース以外の地域には絶対に近づかないようにしてください。

５．テロ対策

（１）当国におけるテロ情勢

２０１３年１月にイナメナスで発生した天然ガス精製プラント襲撃事件以来、当国政府は、石油・天然ガス精製プラントにおける国軍による警備を強化し、また、国境地帯を中心にテロ掃討作戦を継続的に行い、テロリストやその支援者の検挙を推進してきました。その成果は近年、テロ事件発生件数の劇的な減少として現れています。

当国全土におけるテロ事件発生件数は、報道に基づく集計によると、イナメナス事件発生翌年の２０１４年が４５件であったところ、近年は一桁台で推移し、２０２３年は発生がありませんでした。

その一方、２０２２年中には、国軍のテロ掃討作戦によりテロリスト１８人が殺害、同１８人が逮捕されており、掃討作戦中に国軍兵士６人が死亡しています。同年中のテロリスト支援者の逮捕は３４４人にも及び、多数の武器が押収されており、テロリスト又はその支援者が逮捕されたために未然防止されたテロのあったことも判明しています。２０２３年１月には、シリアでのテロ活動歴がある当国人が逮捕され、同人が当国内で新しいテログループの設立を画策し、南部の石油施設への攻撃、首都における著名人の暗殺等について謀議していたことが明らかとなっています。テロ事件の発生が減少したからといって、当国におけるテロの潜在的脅威が解消されたわけでは決してありません。

（２）テロ被害を避けるための対策

ア　テロに遭遇しないための予防策

・平素から各種メディアのテロ関連情報に注意し、最新情報の入手に努めてください。

・不特定多数の人が集まる場所（ホテル、レストラン、ナイトクラブ、公共交通機関のターミナル、大規模商業施設、イベント会場等）に滞在する際は、警戒を怠らないようにしてください。

・軍関係施設、政府関係施設には不用意に近付かないようにしてください。

・預言者ムハンマド生誕記念日や独立記念日等の祝祭日、ラマダン等の宗教的な行事の際は、その前後も含め警戒心を高めてください。

・車両で移動の際は、待ち伏せ、偽装検問等があることを念頭に置き、周囲を警戒してください。また、幹線道路から外れた道は通行しないようにし、経路をパターン化しない等の対策を講じてください。
・山間部にはテロリストが潜伏しているとされています。テロや治安当局によるテロ掃討作戦に巻き込まれるおそれがあるので、近付かないようにしてください。

イ　テロに遭遇した場合の対処策

爆発、銃撃に遭遇した場合、即座に「伏せる」、低姿勢のまま「逃げる」、丈夫な物の陰に「隠れる」を基本としてください。

・「伏せる」際は、顔は右か左に向け、脚は広げてかかとを地面につけ、拳を軽く握ってください（飛んでくる瓦礫やガラス片、落下物から身を守るため）。
・「逃げる」際は、何も持たず、速やかに現場から離れ、犯人とは別の方向に逃げてください。逃げ道がない場合は隠れてください。
・「隠れる」際は、扉を施錠し、机などの障害物で塞いでください。大きな物の後ろに身を隠し、音を出さないでください。

６．誘拐対策

（１）当国における誘拐情勢

当国において外国人が被害者となる誘拐事件は、２０１４年９月に過激派武装組織に誘拐された外国人１人が惨殺された事件が発生して以降は発生していません。

他方、当国人が被害者となる誘拐事件は毎年数件発生しており、報道に基づく集計によると、２０２３年中には１０件の誘拐事件が発生し、その目的は身代金や性的動機などでした。当国では物価の上昇が続いているため、一般に裕福と見なされている外国人に対し、身代金目的の誘拐が敢行されることが懸念されます。

（２）誘拐被害に遭わないための対策

自分は大丈夫という考えは禁物です。自分や家族を守るための情報は他人に任せず、自ら収集してください。

・目立つ服装や行動は慎んでください。
・見知らぬ人には決してついていかないでください。
・空港の到着ロビーなどで、言葉巧みに近づいてくる人には十分注意してください。
・無計画にタクシー等に乗らないでください。
・単独での行動、夜間の行動は極力避けてください。

・不審兆候を察知したら、躊躇なくその場を離れてください。

７．査証、出入国審査等

（１）査証（ビザ）

当国への渡航に際しては査証取得が義務付けられています。駐日アルジェリア大使館等で、渡航目的に応じ観光、短期商用、長期滞在（業務目的）査証を取得する必要があります。

１年間有効の数次短期商用査証を取得した場合、有効期間１年の内、当国に連続して滞在できるのは最長９０日であり、また、実際の累積滞在日数は年間１８０日を超えてはならないとされています。

また、６か月間有効の数次短期商用査証を取得した場合には、連続して滞在できる期間は最長９０日であり、有効期間６か月の間に滞在可能な日数は９０日までとなります。

なお、当国政府は南部地域の観光促進を目的として、２０２３年３月より南部２４県を訪問する外国人旅行者にアライバルビザを発給し、ビザ手続の簡素化をすることとしましたが、これらの地域の多くはテロ等の危険性が高いことから危険度レベル２～４に指定されています。

危険レベル２～４の地域への観光での立入りは控えてください。

また、危険レベル１の地域への観光でも、アライバルビザ対象地域の観光は、当国政府が認可した旅行会社による官憲の管理下におけるツアー旅行のみが認められています。

南部の砂漠地帯には携帯電話がつながらない地域が多くありますので、非常時に備え、政府認可の旅行会社を選定する際には、ツアーに衛星携帯電話を持参する旅行会社を選定してください。

アライバルビザについて、詳しくは駐日アルジェリア大使館（https://embtokyo.mfa.gov.dz/ja）にご確認ください。

（２）滞在許可、就労許可

長期滞在者（９０日以上の滞在）は、滞在先を管轄する警察署へ滞在許可証（CARTE DE RESIDENCE）の申請をする必要があります。滞在許可証の申請には、在アルジェリア日本国大使館発行の在留届出済証明書が必要となりますので、大使館に来館の上、申請してください。

また、当国において就労する場合は、別途、就労許可を取得する必要があります。就労許可の取得については、当国労働雇用社会保障省ホームページ（https://www.mtess.gov.dz/fr/guide-de-procedures/）をご確認ください。

詳細については、渡航、滞在前に駐日アルジェリア大使館（https://embtokyo.mfa.gov.dz/ja）等に確認してください。

（３）外国人のアルジェ県外への渡航

当国政府は、外国人が首都アルジェ県外へ移動する際には、治安機関に届出をして警察等のエスコートをつける、もしくは政府が指定した旅行業者（ガイド）の同行を義務づけています。

ビジネス用務で渡航される際は、用務先企業を通じて治安機関への届出が必要となり、観光で渡航される際には政府指定の旅行業者にツアーを依頼する必要があります。

もし旅行業者に依頼をせず、個人で地方空港に行き観光をしようとしても、到着した空港では、警察により外国人の観光客に旅行業者の迎えが来ているかを確認され、迎えがない場合は空港から出られないこととなります。

（４）出入国審査

出入国審査は通常、旅券、査証及び出入国カードを係官に提出して行います。国内線による国内移動の場合でも、パスポートコントロールで旅券の提示と出入国カードの提出が求められます。出入国カードはパスポートコントロール付近で配布されています。

（５）外貨申告

外貨の持込みに制限はありませんが、５，０００ユーロ相当以上の外貨を持込む場合は、申告する必要があります。

申告用紙の金額記入欄に当国に持ち込む外貨金額（紙幣のみ）を記入し、入国時に税関へ申告用紙を提出すると、その控えにスタンプが押されたものが手交されますので、大切に保管してください。

出国時の外貨所持検査は、厳格に行われており、５，０００ユーロ相当以上の外貨を持ち出す場合にも申告義務があります。

ただし、７，５００ユーロ相当以上の外貨を持ち出すことは禁止されています。これに違反したとして、現金を没収されたり、罰金支払を命じられたりする事案が発生していますので注意してください

また、入国時に申告した外貨持ち込み申告書控えは、出国時の外貨持ち出しの際に必要です。同控えの金額を超える外貨を持ち出すことはできず、かつ、同控えがなければ一切の外貨を持ち出すことができません。

また、外貨持ち出しの際には、消費した外貨分のアルジェリア・ディナール貨への換金証明の提示も求められることがありますので、換金時の両替証明書及び両替所の発行する領収書は大切に保管してください。

（６）通関

（ア）免税の制限

タバコ２００本（葉巻５０本）以下、ワイン２リットル以下、ウイスキー１リットル以下、香水５０グラム以下、化粧水（オードトワレ）０．２５リットル以下及び個人的に使用する携帯品（カメラ、ビデオカメラ、ラジオ、パソコン、身に付けている装身具等）については免税対象となり、申告の必要はありません。

ただし、５万ディナール相当を超える物品の持ち込みや持ち出しに際しては、入国時に申告する必要があります。

詳しくは、当国税関ホームページ（https://www.douane.gov.dz/spip.php?article1&lang=fr）をご参照ください。

（イ）課税対象となる持込品

商用目的で物品を持ち込む場合には課税されます。

また、商用目的ではない場合であっても、価格が５万ディナール（１ディナール＝約１円）を超える新品の物品、１０万ディナールを超える中古の物品については課税の対象とされています。

（ウ）持込禁止品、持出禁止品

銃器、爆発物、双眼鏡、ポルノ雑誌・製品及びイスラム教を誹謗中傷する表現物などは持ち込みが禁止されています。入国検査は厳しく、スーツケースを開けて内容物を示すことが求められる場合もあります。

肉の持ち込みについては、個人消費のための分量であれば禁止・課税されません。

持ち出し禁止品の主な物品は、１万ディナールを超える当国通貨、１５０グラムを超える金、文化的遺産等です。

なお、商用で物品を持ち出す場合には、許可が必要であり課税の対象となります。商用目的でない場合であっても、旅行者が特定の物品及び一定以上の多量の物品を持ち出す場合には、許可が必要となり課税の対象となる場合があります。

８．滞在時の一般的留意事項

（１）在留届

当国に３か月以上滞在する方は、緊急時の連絡などに必要ですので、オンラインによる在留届電子届出システム（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html）を通じて、在アルジェリア日本国大使館に「在留届」を提出してください。

日本から転居する場合には、住所が決まっていなくても、日本出発の３か月前からオンライン提出が可能です。

この他、住所その他届出事項に変更が生じたときは「変更届」を、日本への帰国や他国に転居する際には「帰国・転出届」を、在留届電子届出システムを通じて必ず提出してください。

（２）「たびレジ」登録

在留届の提出義務のない３か月未満の短期渡航者の方（海外の在留地から第三国への短期渡航も含む）は、「たびレジ」への登録をお願いします（https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html）。

「たびレジ」は、滞在先の最新の安全情報などを日本語のメールで受け取れる外務省のサービスです。登録した情報は、当国で事件や事故、自然災害等が発生し、在アルジェリア日本国大使館が安否確認を行う際にも利用されます。安全情報の受け取り先として、家族・同僚等のメールアドレスも追加登録できますので、併せてご活用ください。

（３）写真撮影の制限

軍関係施設及び警察関係施設の写真撮影は禁止されています。その他の政府関係施設や商業施設でも写真撮影が禁止されている場合があります。また、南部砂漠地帯においては、歴史的価値のある美術品（壁画等）の撮影も禁止されています。撮影禁止区域で撮影を行った場合、治安当局に撮影したカメラや記録メディア、写真を没収される場合がありますので十分注意してください。

（４）各種取締り

ア　違法薬物

麻薬等の違法薬物問題は、当国の抱える大きな問題の一つとなっています。そのため、治安当局は違法薬物売買や違法薬物乱用者に対する取締りを強化するとともに、空港や国境等において違法薬物の密輸出入に対する対策を推進しており、違反者に対しては厳罰が科されます。

イ　不法就労

労働許可を得ずに就労する外国人は、不法就労とみなされ国外退去処分の対象になります。

ウ　銃器

全ての外国人及び一般市民の銃器所持は禁止されています。

エ　不正両替

両替業としての許可を得ていない業者による外貨換金（不正両替）は治安当局による取締りの対象となります。そのため、両替証明書及び両替所の発行する領収書は、破棄せず保管する必要があります。正規の両替は銀行やホテルでできます。

（５）旅券の紛失

当国内で旅券を紛失（盗難）した場合は、直ちに最寄りの警察で紛失（盗難）の届け出をし、紛失（盗難）届け受理証明書の発行を受けてください。その後、①申請書（来館時に記入）、②同証明書、③６か月以内に発行された戸籍謄本（又は抄本）及び④旅券用写真１枚を持参して当館で旅券再発給の申請をしてください。

警察の受理証明書は、発行に日数を要することがあります。旅券を紛失することがないよう管理を徹底していただくよう願いいたします。

９．風俗、習慣、健康等

（１）宗教

当国は国民のほとんどがイスラム教徒です。アラブ・イスラム文化圏の中では比較的西欧の影響を強く受けている国ですが、多くの人はイスラムの戒律を守っています。

宗教意識の強さは地方に行くほど顕著となります。特に地方都市では、イスラム教を冒涜するような言動は厳に慎むとともに、女性は露出度の高い服装を控えるなど風俗、習慣を尊重する必要があります。

また、一部のイスラム教徒は、アルコール飲料に対して強い嫌悪感を抱いています。場合によっては飲酒しているなどして危害を加えられることもありますので、公共の場所での酒類の取扱いには十分注意してください。

なお、ほとんどの当国人はイスラム教の教えに従いラマダン期間中に断食を行います。そのため、ラマダン期間中は官公庁の業務が大幅に遅延したり、事実上停止したりすることがあります。また、日中はほとんどのレストランが休業することがあるので注意してください。

モスク等の宗教施設はイスラム教徒にとって神聖なものであり、非イスラム教徒による観光気分での立入りや写真撮影を快く思わないイスラム教徒もいます。礼拝等の宗教行為も同様に神聖なもので、礼拝中の者への話しかけや、指で差して笑う、模倣、写真撮影等の行為は、たとえ悪気がなかったとしても不敬と見なされるおそれが極めて高いです。トラブルを避けるため、他者の宗教行為に介入しないようにし、宗教施設に単独で近づかないようにすることを推奨します。ガイド等を伴って宗教施設へ行く場合でも、独断で行動せず、ガイドの指示に従いながら行動してください。

イスラム教では金曜日が集団礼拝の日とされており、その機会を利用して、政治的スピーチやデモが行われ、それが大規模化、暴徒化する可能性もあります。モスク等宗教施設やデモ等を狙ったテロや襲撃が行われる可能性もありますので、特に金曜日には極力宗教施設等に近づかないようにしてください。

また、年に一度の犠牲祭や約１か月間にわたるラマダン期間中は、国全体で宗教的な雰囲気が最も高揚するといわれています。そのため、これらの時期の不用意な宗教施設への立入りや宗教行為への介入は厳に慎んでください。

（２）気候・自然災害

当国において、地中海に近い北部では四季を感じることができます。その一方で、南部のサハラ砂漠地域では、年間通して乾燥した厳しい気候が特徴です。北部においては、４月から９月の乾季にはあまり雨が降らず、高温となり、深刻な水不足に陥ることがあります。また、例年全国各地で山火事が発生しています。短い秋を挟み、１０月から３月にかけての雨季には、集中豪雨や洪水、地滑りが発生することがあります。

死傷者を伴う大規模な自然災害もたびたび発生しており、洪水、地滑りに加え、地震による災害が起こり得ることも忘れてはなりません。２０００年以降では、ベジャイア県東部における地震（２００６年３月、死者４名、負傷者６８名）、ムシラ県北部における地震（２０１０年５月、死者３名、負傷者数名）、ジェルファ県、ヘンシュラ県における集中豪雨による河川の氾濫（２０１３年１０月、死者７名）、アルジェ県における地震（２０１４年８月、パニックによる死者６名、負傷者４２０名）などの自然災害による被害が発生しています。

（３）水について

首都アルジェなどの都市部では、基本的に水道水の飲用が可能ですが、貯蔵タンクや水道管の管理が不十分で、衛生的に問題がある場合もありますので、浄水器を使用した上で飲用することを推奨します。

水資源が枯渇しやすい夏には断水が起こることがあるため、飲料水としてミネラルウォーターを、生活用水として水道水を空きペットボトルなどに備蓄しておくことをお勧めします。

（４）当国国内の衛生・医療情報

「世界の医療事情」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/africa/algeria.html）において、当国国内の衛生・医療情報等を案内していますので、渡航前には必ずご覧ください。

必要な予防接種等については、厚生労働省検疫所ホームページ（https://www.forth.go.jp/）を参考にしてください。

（５）海外旅行保険への加入

海外旅行保険に加入していなかったために、病気やケガに伴う治療や緊急移送などで多額の出費を余儀なくされたケースが多くあります。旅行・滞在

中の予期せぬトラブルに備え、十分な補償内容の海外旅行保険に加入することをお勧めします。

詳しくは「海外旅行保険加入のおすすめ（https://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/hoken.html）」をご確認ください。

（６）医薬品の持込み・持出し

医療用麻薬を含む医薬品の携帯による持込み、持出しの手続きについては、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/yakubuturanyou/index_00005.html）をご確認ください。

１０．当国官公庁事情

当国の官公庁は、日本と比較して縦横の連携が悪く、物事の処理に長期間を要する場合があります。また、説明内容が一貫せず、十分な説明がなされない場合や、最終的な解決に至らない場合もありますので、留意してください。

１１．観光産業事情

当国の観光産業は、いまだ発展の途上にあり、十分に機能していない場合があります。

当国の旅行業者を利用する場合には、事前に実績や評判を調べ、信頼のおける業者を利用してください。日本の旅行業者を利用する場合も、当地の事情に精通した業者を選択してください。

１２．緊急連絡先

（１）当国に滞在中の緊急連絡先は下記のとおりです。

◎警察：電話　17/1548

◎救急：電話　3016

◎消防：電話　14

◎在アルジェリア日本国大使館：電話　+213 (0)23 37 55 11/33/44

（２）当国の安全情報に関するお問合せ、当国に滞在中にお困りのことがありましたら下記連絡先へご連絡ください。

◎外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：（外務省代表）03-3580-3311（内線）2902、2903

（外務省関係課室連絡先）

〇領事局海外邦人安全課（テロ・誘拐関連を除く）（内線）4965

〇領事局邦人テロ対策室（テロ・誘拐関連）（内線）3047
〇領事局政策課（感染症関連）（内線）4919
〇外務省海外安全ホームページ
https://www.anzen.mofa.go.jp/（PC版・スマートフォン版）
http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html（モバイル版）

◎現地大使館連絡先
〇在アルジェリア日本国大使館（金、土は休館、緊急時は連絡可能）
住所：1,Chemin El Bakri,Ben-Aknoun,16028 Alger(B.P.80 El Biar),Algérie
電話： +213 (0)23 37 55 11/33/44　ＦＡＸ：+213 (0)23 37 54 97
ＨＰ：https://www.dz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

Ⅲ．在留邦人用緊急事態対処マニュアル

１．平素の準備と心構え

（１）連絡体制の整備

（ア）在留邦人の方は必ず在留届を提出してください。また、記載事項に変更が生じた場合や帰国等で当地を離れる際にもその旨連絡してください。

（イ）緊急事態に際しては、当館より在留届を元に連絡を行いますが、連絡が取れない方がいる場合の安否確認等を個別にお願いすることも考えられますので、ご協力をお願いします。

（ウ）緊急事態はいつ起きるかわかりません。緊急事態に備え、家族間、企業内での緊急連絡方法につきあらかじめ決めておいてください。また、お互いの所在を平素より明確にするようしてください。

（エ）携帯電話での通話ができない場合でもＳＭＳ通信や固定電話は利用可能な場合があります。

（２）避難場所

（ア）一時避難場所の検討

暴動等による争乱に巻き込まれる可能性があるときは、常に周囲の状況に注意を払い、情報を収集し危険な場所に近付かないように心掛けてください。巻き込まれそうになった場合に避難可能な場所を常日頃から頭に入れておくことが重要であり、自分がどこにいるか、特にどのような事態が発生したらどこに一時避難するかを検討しておいてください（外部との連絡が可能な場所が望ましい。）。

（イ）緊急時避難先

緊急事態の状況に応じて、当館より避難先への集結をお願いすることがあります。当館が指定する緊急時避難先は以下のとおりですので、同避難先の位置を確認し、同所に至るルートを何通りか想定しておいてください。

在アルジェリア日本国大使館（金、土は休館、緊急時は連絡可能）
住所：1,Chemin El Bakri,Ben-Aknoun,16028 Alger(B.P.80 El Biar),Algérie
電　話：+213 (0)23 37 55 11/33/44
ＦＡＸ：+213 (0)23 37 54 97
Ｈ　Ｐ：https://www.dz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

その他状況に応じて、日本大使館の他に下記のホテルを指定する可能性もあります。 ・ホテル　デュ・ヴァル　　電話：023.37.31.34 （当館最寄り） ・ホテル　エル・ビアール　電話：023.37.32.29 ＦＡＸ：023.37.32.27 ・ホテル　エル・オラシー　電話：021.74.82.52 ＦＡＸ：021.72.71.90

（３）携行品及び非常用物資の準備

（ア）旅券、現金、貴金属等最低限必要なものは、直ちに持ち出せるよう予めまとめて保管してください。

（イ）緊急時には一定期間自宅での待機が必要になることもありますので、非常用食料、医薬品、燃料、現金等を最低限１０日分程度準備してください。

（ウ）予め準備しておくべき物は、別紙「緊急事態に備えてのチェックリスト」を参照してください。

２．緊急時の行動

（１）基本的心構え

緊急事態の発生又は発生するおそれのある場合に、当館は邦人保護に万全を期すため、所要の情報収集、情勢判断及び対策を行い、在留届及び「たびレジ」の登録情報を元に随時通報いたします。平静を保ち、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりすることのないよう注意してください。

（２）情報の把握

（ア）当館からの連絡は、電話が利用可能な場合は、在留届でお届けいただいたの連絡先に、必要な連絡を行います。

（イ）緊急事態発生の際には、現地、海外報道、衛星放送等による情報収集を各自心掛けてください。北アフリカ向けＮＨＫ日本語短波ラジオ放送（ＮＨＫワールド・ラジオ日本）の周波数は、フランスから送信されていますが、年２回、春と秋に周波数が変更されますので、最新の周波数表をご参照ください。

短波放送の受信方法・周波数（https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/howto/）

（３）大使館への通報等

（ア）他の在留邦人の方に関する情報や当館が承知しておいた方が良いと思われる情報がありましたら、随時、当館に通報してください。その他の在留邦人の方への貴重な情報となります。

（イ） 自分や自分の家族又は他の在留邦人の生命・身体・財産に危害が及ぶ、又は及ぶおそれがあるときは、迅速かつ具体的にその状況を当館に報告してください。

（ウ）緊急事態発生の際には、当館より在留邦人の方々にも種々の助力をお願いすることがありますので、ご協力いただきますようお願いいたします。

（４）国外退避

（ア）事態が悪化し各自又は会社等の判断により、あるいは当館の勧奨により自発的に帰国、もしくは第三国へ退避する場合、その旨を必ず大使館へ通報してください（当館への連絡が困難である場合は、日本の外務省海外邦人安全課や避難先の日本大使館等へ通報するようにしてください。）。

（イ）「退避を勧告します」が発出された場合には、一般商業便が運行していれば、それを利用して早急に一刻も早く国外へ退避してください。一般商業便の運行が停止した場合や座席の確保が著しく困難となった場合には、チャーター便や陸路、海路を利用して退避することが必要となりますので、その場合は当館から情報提供いたします。

（ウ）事態が急速に切迫し、当館より待避又は避難のための集結をお願いした場合には、指定する緊急時避難先に集結してください。その場合、しばらくの間、同避難先で待機する必要がある可能性も想定されますので、上記１．（３）の物品を持参するよう努めてください。また、緊急時には自分及び家族の生命、身体の安全を第一に考え、その他の携行荷物は必要最小限にしてください。

Ⅳ．おわりに

アルジェリア滞在中は本書「安全の手引き」をご参照の上、常日頃より安全対策に万全を期すようにし、最新の情報入手に努めてください。また、犯罪や不慮の事故に巻き込まれた場合には、速やかに当館にご連絡ください。緊急事態に際しては、皆様のご協力が必要となる場合もありますので、常日頃より当館との連絡を密にしてください。また、安全対策について質問等がございましたらお気軽に当館までご相談ください。

（了）

別紙

緊急事態に備えてのチェックリスト

１．旅券等

旅券については常時６か月以上の残存有効期間があることを確認しておいて下さい（旅券は有効期間が1年を切れば更新が可能です。）。旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいて下さい。下段に血液型（Blood Type）「何型」と記入しておいて下さい。なお、当国における滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいて下さい。

２．現金、貴金属、貯金通帳、有価証券、クレジット・カード

これらのものは旅券同様にすぐ持ち出せるよう保管しておいて下さい。現金は家族全員が１０日程度生活できる程度の外貨及び当座の必要のための現地通貨を最低限予め用意しておくことをお薦めします。

３．自動車の整備等

（１）自動車をお持ちの方は、常時整備しておくよう心掛けて下さい。

（２）燃料は、常時十分に入れておくようにして下さい。

（３）車内には、常時、懐中電灯、地図、ティッシュ等を備えておいて下さい。

（４）自動車を持っていない人は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連絡をとり、必要な場合に同乗できるよう相談しておいて下さい。

４．携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記１～３に加え、次の携行品を備えておいて、すぐに持ち出せるようにしておいて下さい。

（１）衣類・着替え（長袖、長ズボンが賢明。行動に便利で、人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。）

（２）履物（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）

（３）洗面用具（タオル、歯磨きセット、石けん等）

（４）非常用食料等

しばらく自宅待機する場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを家族全員で１０日程度生活できる量を準備しておいて下さい。自宅から他の場所へ避難する際にはこの中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク等を携行するようにして下さい。

（５）医薬品等（家族用常備薬の他、常用薬、外傷薬、消毒用石けん、衛生綿、包帯、絆創膏等）、マスク・手指消毒用アルコール
（６）ラジオ（電池の予備も忘れないようにして下さい）
（７）その他
　懐中電灯、予備のバッテリー、ライター、蝋燭、マッチ、ナイフ、缶切り、使い捨て食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、ヘルメット、防災頭巾等

以上